

清瀬市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体設置要綱

第1条 この要綱は、清瀬市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体（以下「協議体」という。）の設置について定めることにより、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に規定する被保険者の**地域における自立した日常生活の支援**及び**要介護状態等となることの予防**又は**要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止**に係る体制の整備その他の**これらを促進する事業を実施**することにより、**生活支援・介護予防サービス**（以下「生活支援サービス等」という。）の充実を図るとともに**地域における支え合いの体制づくりを推進する**ことを目的とする。

地域における、

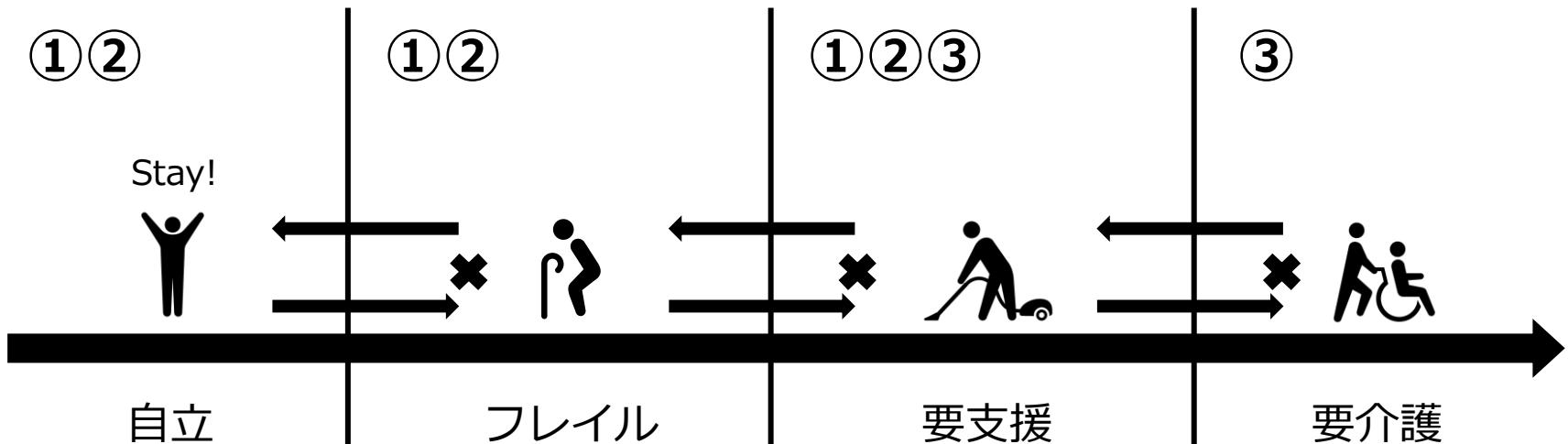
- ① 自立した日常生活の支援
- ② 要介護状態となることの予防
- ③ 要介護状態等の軽減・悪化の防止
- ④ その他これらを促進する事業の実施

⇒これらを通じて

- 生活支援・介護予防サービスの充実を図る
- 地域における支え合いの体制づくりを推進する

これらを実現する体制を整える

- ① 自立した日常生活の支援
- ② 要介護状態となることの予防
- ③ 要介護状態等の軽減・悪化の防止



生活支援・介護予防サービスの充実を図る

地域における支え合いの体制づくりを推進

<目指す姿>

介護保険制度だけでなく、有償の助け合い、民間サービス、おたがい様の助け合い等の様々な力が整っており、市民1人ひとりがその人らしい生活を送ることができる。

